

●ブロック塀等の安全確保について

過去の地震で、ブロック塀や石塀の倒壊による人的被害がありました。倒れた塀が救助活動や消火活動の妨げになることもあります。本区では、地震発生時における区民生活の安全の向上を図るため、ブロック塀等撤去工事等の費用の一部を助成することにより、区民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりを目指します。

●葛飾区ブロック塀等撤去工事等の助成制度

ブロック塀等撤去工事費等助成

ブロック塀等撤去工事等を実施する前に手続きが必要です。まずは、区へご相談ください。

費用の区分	助成金の額
撤去費	避難路、公園、児童遊園に面している場合 限度額： 40万円 助成額は次に掲げる額の低い方とする。 ①撤去工事に要する費用の 1/2 ②撤去する長さに1m当たり 20,000円 を乗じて得た額
	上記以外の場合 限度額： 30万円 助成額は次に掲げる額の低い方とする。 ①撤去工事に要する費用の 1/3 ②撤去する長さに1m当たり 8,000円 を乗じて得た額
再築費	助成額は次に掲げる額の低い方とする。 ①再築工事に要する費用 ②再築工事に係るブロック塀等の長さに1m当たり 11,000円 を乗じて得た額

助成の流れ 申込みから交付まで

1 事前相談

助成事業の利用を希望される方は、まずご相談ください。事前相談書をご記入していただきます。

2 現地調査

担当者が現地に伺い、対象ブロック塀等の調査をします。

3 事前協議の申し込み

撤去工事の契約締結前に、事前協議書を提出していただきます。受理・審査後、事前協議回答書を送付いたします。

4 撤去及び再築工事の実施・交付申請の提出

撤去及び再築工事を実施し、完了後に助成金交付申請書を提出していただきます。受理・審査後、助成金額決定通知書を送付いたします。

5 請求書の提出

助成金請求書を提出していただきます。

6 助成金の交付

※避難路：葛飾区耐震改修促進計画で定める避難路
(緊急輸送道路、緊急道路障害物除去路線、通学路)

【撤去の助成要件】 次の全てに該当すること

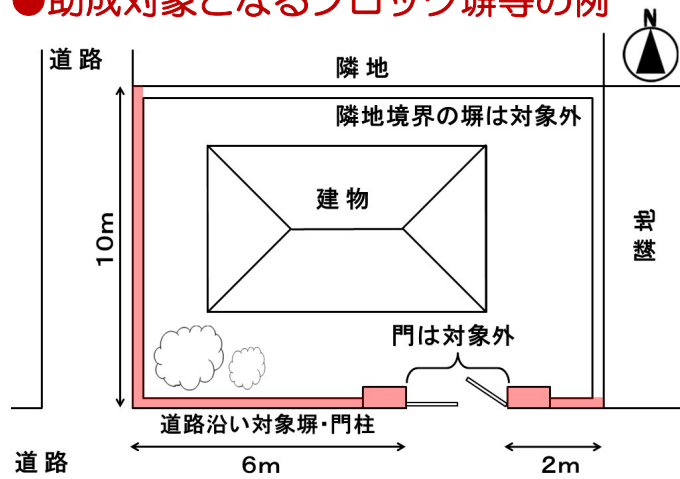
- ▲区内にあるブロック塀等であること
- ▲道路等又は区が管理する公園・児童遊園に面していること

▲ブロック塀等の高さが1.2m以上であること

▲危険なブロック塀等であると区が認めたもの

(注)この他にも要件があります。また、再築の助成要件等についてはお問い合わせください。

●助成対象となるブロック塀等の例



●左図の場合の助成額計算例

ブロック塀等を撤去する場合(避難路、公園・児童遊園)

撤去工事に要する経費 414,000円

①414,000円 × 1/2 = 207,000円

② 20,000円/m × 18m = 360,000円

①と②の低い額 207,000円

避難路、公園・児童遊園の場合

限度額400,000円 > 207,000円

撤去費の助成額207,000円

ブロック塀等を再築する場合

①再築工事に要する経費 250,000円

②塀の長さ(18m) × 11,000円 = 198,000円

①と②の低い額 再築費の助成額198,000円

助成額合計

207,000円 + 198,000円 = 405,000円